山下江法律事務所の
実務に役立つ企業法務の基礎
第75回

メンタルヘルス（6）

今回は、厚生労働省が平成18年3月に策定した「労働者の心の健康の保持増進のための指針」（以下「指針」という）に基づいて、メンタルヘルスに関する個人情報の保護及び小規模事業場における取組の留意事項について、説明します。

メンタルヘルスに関する個人情報の保護への配慮

メンタルヘルスに関する労働者の個人情報は、労働者の健康情報を含むことから、情報の取得、保管や利用等の各場面において、適切に取り扱わなければなりません。

その一方で、メンタルヘルス不調の労働者への対応に当たっては、労働者の上司や同僚の理解・協力を得るため、労働者の健康情報を適切に活用することも求められます。

そこで、事業者は、労働者の健康情報を含む個人情報の取り扱いに関して、以下の点に留意する必要があります。

①労働者の同意

労働者の健康情報を含む個人情報を主治医等の医療職や家族から取得する際には、事業者はその取得目的をあらかじめ労働者に明らかにして同意を得るとともに、労働者本人から情報の提出を受けることが望ましいと考えられます。

また、前記の情報を医療機関等の第三者に提供する場合も、原則として労働者本人の同意が必要となります。

但し、労働者の生命・健康の保護のために緊急かつ重要であると判断される場合は、労働者本人の同意を得ることに努めた上で、必要な範囲で情報を提供すべきこともあり得ますので、留意が必要です。

②事業場内産業保健スタッフによる情報の加工

事業場内産業保健スタッフには、労働者本人や管理監督者からの相談対応等により、メンタルヘルスに関する労働者の個人情報が集積されることになります。

そのため、これらの者が事業者等に前記の情報を提供する際には、その範囲や提供先を必要最小限にしたり、情報を集約・整理するなど、適切に加工した上で提供すべきです。

また、診断名や検査値等の生データについては、産業医や保健師等に取り扱わせるのが望ましいと言えます。

③健康情報の取り扱いに関する事業場内における取り決め

事業者は、衛生委員会等での審議を踏まえ、個人情報を取り扱う者及びその権限、取り扱う情報の範囲や守秘義務等について、あらかじめ事業場内の規程等を策定して、取り決めておくことが望ましいと言えます。

小規模事業場におけるメンタルヘルスケアの取組の留意事項

常時使用する労働者が50人未満の小規模な事業場では、メンタルヘルスケアを推進するに当たって、必要な事業場内産業保健スタッフが確保できない場合が多いです。

このような小規模な事業場では、事業者は、衛生推進者または安全衛生推進者を事業場内のメンタルヘルス推進担当者として選任するとともに、地域産業保健センター等の事業場外資源の提供する支援等を積極的に活用すべきです。

また、事業者は、メンタルヘルスケアを積極的に実施する旨を表明し、「セルフケア」及び「ラインによるケア」を中心として、実施可能なところから着実にメンタルヘルスケア推進の取組を進めることが望ましいと言えます。

田中使（山下江法律事務所、副所長・弁護士）
広島県三原市出身。広島大学附属福山高校、一橋大学法学部卒業。平成9年司法試験合格。平成12年4月広島弁護士会入会。平成23年度広島弁護士会副会長。【主な取扱分野】企業法務、債権回収、債務整理、交通事故被害（損害賠償請求）。

機動力と総合力の広島最大級事務所！ 迅速な対応のための予防法務＝顧問契約をお勧めします
〒730-0012 広島市中区上八丁堀 4-27 上八丁堀ビル703 TEL 082-223-0695 FAX 082-223-2652 所長 山下江
山下江法律事務所
Yamashita Ko Law Office 広島弁護士会所属
☑契約書チェック ☑債権回収 ☑労務問題など
企業法務専門サイトあります
http://www.hiroshima-kigyo.com
山下江 検索
◆離婚、相続、交通事故、債務整理の無料相談実施中！
◆債務整理、交通事故：着手金￥0-

予約電話受付
平日9～19時
土曜10～17時
相談予約専用 フリーダイヤル
なやみよまるく
0120-7834-09